

【初期契約解除について】

次のいずれか遅いほうの日を起算日とし、起算日から8日が経過するまでの間、書面により契約回線の解除を行うことができます。

- ①ユーザーが契約書を受領した日(※1)
- ②サービスの利用開始実績を確認できた日

※1.通知方法：商品出荷時に契約書を同梱いたします。

※2.製品およびアクセサリは初期契約解除の対象外です。ご返却は不要です。SIMカードと一緒にご返却いただきましてもご購入代金は返還いたしません。

※3.初期契約解除を行なった場合でも、弊社は事務手数料、購入した製品等の代金、契約解除日までの月額料金を日割りにて請求いたします。

【書面およびSIMカードの郵送先】

〒556-0011

大阪市浪速区難波中2-10-70 パークスタワー25F ピクセラモバイル係

【書面に記載いただく項目】

- ・ご住所
- ・ご契約者名
- ・ピクセラモバイルMYページログインID(メールアドレス)
- ・対象のSIM電話番号
- ・ご連絡先電話番号
- ・初期契約解除制度によるご契約解除を希望する旨、及びその理由
- ・契約書面の受領日

【注意事項】

- ・ 書面の切手代金やSIMカードのご返却に伴う送料等は、お客様にご負担いただきます。
- ・ 弊社にて書面が確認出来しだい、「初期契約解除受付メール」および「解約通知メール」を送信させていただきます。
- ・ 「初期契約解除受付メール」および「解約通知メール」をもって解約手続き完了とさせていただきます。
- ・ 「初期契約解除受付メール」および「解約通知メール」には解約月も記載されておりますので、必ずご確認ください。
- ・ 弊社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、ご契約を解除することができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間であれば、書面により、契約を解除することができます。